



本部
申9号

「賃金制度等の改正について(追加)」に関する申し入れを提出!

「賃金制度等の改正について(追加)」の提案では、車両、施設、電気の各系統において、定められた「資格」の取得に対してもキャリア加算(基本給2,000円加算)を適用することとなりました。

技術系の仲間は、職名が変わらなくても担務に大きな変化が生じ、多様なキャリアを積んでいる仲間が多くいますが、当初の提案ではキャリア加算が適用されませんでした。そのため、東労組ではキャリア加算の適用範囲拡大を求めてきました。そのことからすると、今回の「追加」提案は大きな前進です。

しかし、加算の適用要件となる「資格」の取得については、車両と施設・電気とで難易度に大きな差があることから、より公平なものとする必要があります。

また、加算の除外要件に「本人の責に帰すべき事由の場合」の区分変更(職名変更)が含まれ、適性検査の不適を個人責任とすべきでないとの声もあります。

本部は、公平かつ納得感のある制度へと更に改善するため、下記のとおり申し入れました。今後、団体交渉を行います!



《申し入れ項目》

1. 車両、施設、電気において、所持する資格によって基本給の調整を行う目的を明確にすること。
2. 車両職の基本給調整(キャリア加算)を、所持する資格によって行う場合においては、二級鉄道車両製造・整備技能士取得時とすること。
3. 資格取得にかかる費用(受験料等、訓練材料、訓練にかかる移動費用)については、会社の負担とすること。
4. 適性検査の結果、不適となった場合における区分の変更については、「本人の責に帰すべき事由」とはせず、基本給調整(キャリア加算)を行うこと。

**皆で納得感と働きがいを実感できる、
モチベーションアップにつながる賃金制度を目指そう!**